

■議案第92号 四万十町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

当該施設は、昭和53～54年度に「町における地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境改善を効率的に推進するための総合的施設」として、旧窪川町が事業主体となり市街地に設置したものである。

本施設は、中山間地域でありながら四万十川の中流域を中心に約2千ヘクタール（町面積の約9%）の農地を有し、台地部では良質米として知られる「仁井田米」や生姜生産の適地として、また海岸部では施設園芸の適地として、100を超える農業集落を有する旧窪川町（総面積278.08㎢）において、農事研修や生活実習等の場、また町民、各種団体等の会合や文化・スポーツ・サークル活動の場として、農村地域の改善、近代化、活性化に寄与してきた。又、立地条件（人口集中市街地に位置していること）や施設の機能面から、災害時等の防災拠点（避難所兼医療救護所）にも指定している。

しかしながら、整備から35年を経過する中で、稲作が基幹産業であった窪川町では、ほ場整備（整備率：1979年10%→2013年77%）が進む一方で、米の生産調整や米価の低迷、少子・高齢化（高齢化率：1980年17.3%→2010年37.9%）に伴う農業集落の担い手不足や離農などによる販売農家の減少（農業センサス販売農家：1979年2,151戸→2010年1,424戸）、また現四万十農協本所や高知県農業改良普及所・家畜保健衛生所と隣接していたことや、数年ほど前から一定区域ごとに近代的な集会施設を整備してきたこと、さらには居宅の近代化（補助事業による合併浄化槽の普及（1991年度より窪川町で実施）1991年：4戸→2014年：890戸）などにより、ここ数年は、農業、農村に特化した利用は非常に少ない状況となっている。

当該施設の整備から今日までの間は、社会全体の近代化や情報化が急速に進展した時期であり、当該地域も社会基盤（道路や水道など）の整備や情報化（2009年ケーブルテレビ完備等）が進み、農村環境は著しく変化、改善されたものの、先に述べたように少子・高齢化による過疎化が進展し、人口の減少とともに集落活動の維持が困難となってきた集落が少なくなく、地域コミュニティを維持しながら、いかに活性化を図っていくかが、四万十町の重要課題となっている。

今後は、町職員の集落担当制度やコミュニティバスの運行などの取組を継続しながら、「集落、地域の担い手の確保＝人材育成、人づくりが不可欠」との考え方の下、近隣に類似施設がないことから利用率の高い現行の貸館事業を継続するとともに、利用の少ない部分（部屋）については、地域を担う人づくりや地域活性化等に繋がる業務が行える事務所等として利用し、コミュニティ活動のみならず、様々な教育・研究、青少年健全育成等を通じた人づくり、町づくり活動の場とし、四万十町全体の活性化を推進する多目的拠点施設としての位置づけを行い、次代・住民ニーズ及び行政課題に対応しようとするものです。

- ◇設置目的の変更を行う。
- ◇所要の改正（条文の見直し）を行う。
- ◇別表から所要の項を削除する。

○四万十町農村環境改善センター条例（抜粋）

改正後							改正前						
(設置) 第1条 町における地域連帯感の醸成等を図り、<u>農村集落の人口減、後継者不足等の課題解決を効率的に推進するとともに、次代のニーズに応じた多目的な活用により地域活力の活性化を図る拠点施設として、四万十町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）</u>を設置する。 (省略) (損害賠償) 第12条 使用者は、故意又は過失により改善センターの施設又は<u>附属設備</u>を損傷し、又は滅失した場合は、町長の指示に従って使用者がそれを原形に復し、その損害を賠償しなければならない。 (省略)							(設置) 第1条 町における地域連帯感の醸成等を図り、<u>農村の環境改善を効率的に推進するための総合的施設として四万十町農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）</u>を設置する。 (省略) (損害賠償) 第12条 使用者は、故意又は過失により改善センターの施設又は<u>附属施設</u>を損傷し、又は滅失した場合は、町長の指示に従って使用者がそれを原形に復し、その損害を賠償しなければならない。 (省略)						
別表（第13条関係）							別表（第13条関係）						
区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時～午後	正午～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	正午～午後10時	午前9時～午後10時		午前9時～午後	正午～午後5時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	正午～午後10時	午前9時～午後10時
多目的ホール	3,310円	5,200円	8,510円	6,000円	11,170円	14,470円	多目的ホール	3,310円	5,200円	8,510円	6,000円	11,170円	14,470円
区分	基本使用料		追加使用料		備考		区分	基本使用料		追加使用料		備考	
	昼間	夜間	昼間	夜間				昼間	夜間				

